

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(税務課) 35
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業支援課) 36
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課) 36
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可……………	(農業支援課) 36
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課) 36
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課) 37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課) 37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 38
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定……………	(河川課) 39
道立紋別病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	39
告 示	
北海道告示第304号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
平成21年4月21日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量	
(1) 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務	
(2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務	
ア 名称	
(ア) A N K 1字当たりの単価	
(イ) 漢字1字当たりの単価	
(ウ) 入力媒体1件当たりの単価	
イ 数量	
(ア) A N K 調達予定数量 160,022,300字	

(イ) 漢 字 調達予定数量	7,247,400字
(ウ) 入力媒体 調達予定数量	2,084,400件
(3) 道税総合情報処理システムシーリング業務	
ア 名称	
(ア) 封かん1件当たりの単価	
(イ) 封入・封かん1件当たりの単価	
イ 数量	
(ア) 封かん 調達予定数量	793,800件
(イ) 封入・封かん 調達予定数量	3,485,500件
(4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務	
ア 名称	1件当たりの単価
イ 数量	調達予定数量 191,200件
(5) 道税総合情報処理システムC D - R O M作成業務	
ア 名称	
(ア) マスタ1枚当たりの単価	
(イ) コピー1枚当たりの単価	
イ 数量	
(ア) マスタ 調達予定数量	31枚
(イ) コピー 調達予定数量	405枚
(6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務	
ア 名 称	1人工当たりの単価
イ 数 量	調達予定数量 50人工
2 随意契約の相手方を決定した日	
平成21年3月30日	
3 随意契約の相手方の氏名及び住所	
(1) 氏 名	株式会社H B A
(2) 住 所	札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
4 随意契約に係る契約金額	
(1) 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務	687,733,200円
(2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務	
ア A N K 1字当たりの単価	39銭
イ 漢 字 1字当たりの単価	1円46銭
ウ 入力媒体1件当たりの単価	30銭
(3) 道税総合情報処理システムシーリング業務	
ア 封かん1件当たりの単価	3円50銭

- イ 封入・封かん1 件当たりの単価 3 円50銭
- (4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務
1 件当たりの単価 14円
- (5) 道税総合情報処理システムCD－ROM作成業務
- ア マスタ1 枚当たりの単価 15,200円
- イ コピー1 枚当たりの単価 2,100円
- (6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務
1 人工当たりの単価 571,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年 4 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

富良野土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成21. 3.31	理 事	向 山 富 夫	空知郡上富良野町東 3 線北21号

清水町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成21. 3.31	理 事	安 曇 達 雄	上川郡清水町北 1 条 2 丁目18番地
同	同	同	石 川 俊 一	同 字清水第 6 線100番地
退 任	同 20. 8.28	同	横 山 隆 同	同 字清水第 5 線57番地
同	同 21. 2.27	同	五十嵐 順 一	同 北 2 条 6 丁目11番地 9

音更町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成21. 4. 9	理 事	山 口 武 敏	河東郡音更町新通11丁目 7 番地

北海道告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 4 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成21. 4.10	共和土地改良区
同 21. 4.13	清水町土地改良区

北海道告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成21年 4 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
多度志土地改良区	原 野 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	中多度志ダム	同
同	下 湯 内 ダ ム	同

北海道告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年 4 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字宗谷村字増幌743の 2 ・744 ・753の 1 （以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、743の 3 、753 の 3
- 2 指 定 の 目 的 魚つき
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年4月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 浦河郡浦河町字井寒台260の1地先・286の2地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島85の1・108（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第310号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年4月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 美唄市字茶志内2867・2939（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市千代田4の18・4の22・8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字豊坂158の2・266・267・268の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡遠軽町丸瀬布武利1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）・1・2・3の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）・丸瀬布新町483の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）・481地先・481

（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、483の1

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町生田316の1地先・316の1（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第311号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年4月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町字道有林7の4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに夕張市役所及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第312号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年4月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡北竜町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北竜町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

幌延町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第313号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---------------------|---|
| 1 河 川 の 名 称 | 二級河川朱太川水系朱太川 |
| 2 河川管理施設の名称又は種類 | 左岸堤防 |
| 3 河 川 管 理 施 設 の 位 置 | 寿都郡黒松内町字目名2番1地先から同20番地先まで |
| 4 管理を行う者の氏名及び住所 | 氏名 道路管理者 黒松内町長 若 見 雅 明
住所 寿都郡黒松内町字黒松内302番地の1 |
| 5 管 理 の 内 容 | (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕及び路肩に接する法面で、当該路肩から堤外地側の町道道路区域境界まで、堤内地側の兼用工作物管理境界までの範囲内にあるものについての維持
(2) 道路専用施設に係る災害復旧 |
| 6 管 理 期 間 | 平成21年4月21日から道路の存続する日まで |

道 立 紋 別 病 院 告 示

北海道立紋別病院告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年4月21日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

- | | |
|--------------------|---|
| 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 北海道立紋別病院清掃業務 一式 |
| 2 落札を決定した日 | 平成21年3月27日 |
| 3 落札者の氏名及び住所 | (1) 氏 名 名美興業株式会社
(2) 住 所 函館市松川町30番7号 |

- | | |
|---------------------------|---|
| 4 落札金額 | 24,045,000円 |
| 5 契約の相手方を決定した手続 | 一般競争入札 |
| 6 一般競争入札の公告 | 平成21年2月3日付け北海道立紋別病院告示第1号 |
| 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 | (1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課
(2) 所在地 紋別市緑町5丁目6番8号 |

